

# 千葉県報

定例  
令和6年7月12日

第13955号

令和6年7月12日（金曜日）

- 主 要 目 次
- 告示  
土地改良区定款の変更認可（三件）
  - 都市計画下水道事業の事業計画の変更認可  
公安委員会告示
  - 道路交通法第百八条の三十二の二第一項の規定による運転免許取得者等教育の認定の変更
  - 道路交通法第百八条の三十二の三第一項の規定による運転免許取得者等検査の認定の変更
  - 警備員等の検定の実施（三件）
  - 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出（二件）
  - 令和六年度土採取現場責任者試験の実施
  - 特定調達公告
  - 入札公告（三件）

## 告示

**千葉県告示第三百八十四号**  
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、安房中央土地改良区の定款の変更を令和六年七月四日付けで認可した。  
令和六年七月十二日  
千葉県知事 熊谷 俊人

**千葉県告示第三百八十五号**  
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、印旛沼土地改良区の定款の変更を令和六年七月四日付けで認可した。  
令和六年七月十二日  
千葉県知事 熊谷 俊人

**千葉県告示第三百八十六号**  
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、両総土地

改良区の定款の変更を令和六年七月四日付けで認可した。

令和六年七月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

### 千葉県告示第三百八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、一宮都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和六年七月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 施行者の名称  
一宮町
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
一宮都市計画下水道事業一宮町第一号公共下水道
- 三 事業施行期間  
令和元年十一月二十二日から令和十四年三月三十一日まで
- 四 事業地  
収用の部分 変更なし  
使用の部分 変更なし

## 公安委員会告示

### 千葉県公安委員会告示第24号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定による運転免許取得者等教育の認定について次のとおり変更届があった。  
令和6年7月12日

千葉県公安委員会委員長 佐久間 英利

運転免許取得者等教育の課程の区分	運転免許取得者等教育に使用する施設の名称	名称	変更に係る事項		変更年月日
		代表者の氏名	変更前	変更後	
運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第1条第1号、第3号、第6号及び第8号に掲げる課程	松戸東自動車学校		変更後	オバンタ松戸東自動車学校株式会社 生繁 尚子	令和5年8月1日
			変更前	株式会社ヨシヤ	
			変更後	小幡 照雄	

## 千葉県公安委員会告示第25号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の3第1項の規定による運転免許取得者等検査の認定について次のとおり変更届があった。

令和6年7月12日

千葉県公安委員会委員長 佐久間 英利

運転免許取得者等検査の方法の区分	運転免許取得者等教育に使用する施設の名称	変更に係る事項		変更年月日
		変更前	変更後	
運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号）第1条第1号及び第2号に掲げる方法	松戸東自動車学校	名称	株式会社ヨシヤ	令和5年8月1日
		代表者の氏名	生繁 尚子 小幡 照雄	

## 千葉県公安委員会告示第26号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定により、警備員等の知識及び能力に関する検定を次のとおり実施する。

令和6年7月12日

千葉県公安委員会委員長 佐久間 英利

- 1 検定に係る警備業務の種類及び級  
警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第1条第3号に規定する雑踏警備業務 1級
- 2 検定に係る学科試験及び実技試験の実施期日
  - (1) 学科試験  
令和6年10月16日（水曜日）午後1時30分から午後4時まで
  - (2) 実技試験  
令和6年11月23日（土曜日）午後1時30分から午後5時まで

なお、学科試験の合格者数により、令和6年11月30日（土曜日）午前9時から午後5時までとすることがある。
- 3 検定に係る学科試験及び実技試験の実施場所
  - (1) 学科試験

千葉市中央区新田町4番22号 サンライト7階

## (2) 実技試験

千葉市美浜区浜田二丁目1番 千葉運転免許センター

## 4 受検定員及び受検資格

## (1) 受検定員

10人

## (2) 受検資格

千葉県内に住所を有する者又は千葉県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 規則第4条に規定する2級の検定（雑踏警備業務に係るものに限る。）に係る警備業法第23条第4項に規定する合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 千葉県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

## 5 受検申込手続等

## (1) 受検申込手続

ア 申込方法

受検を希望する者（以下「受検希望者」という。）は、千葉県内の各警察署に備付けの受検申込票に必要事項を記入し、住所地（受検希望者が千葉県内の営業所に属する警備員である場合にあつては、その営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署に提出すること。

なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。

イ 受検申込票受付期間等

令和6年9月2日（月曜日）から6日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで

## (2) 受検者決定通知

受検申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受検者を決定し、受検申込票を受理した警察署を経由して受検希望者に対し受検者決定通知を行う。

なお、受検希望者が受検定員を超過した場合は、抽選により受検者を決定する。

## (3) 検定申請手続等

ア 検定申請手続

受検者として決定された者は、規則別記様式第1号の検定申請書に必要事項を記入し、添付書類とともに受検申込票を提出した警察署へ提出すること。

イ 検定申請受付期間等

令和6年9月24日（火曜日）から27日（金曜日）までの午前9時から午後4

<p>時まで</p> <p>ウ 添付書類</p> <p>(ア) 住所地を疎明する書面 (千葉県内の営業所に属する警備員にあっては、その営業所に属することを疎明する書面)</p> <p>(イ) 4 (2) アに該当する者は、合格証明書の写し及び雑踏警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面</p> <p>(ウ) 4 (2) イに該当する者は、1級検定受検資格認定書の写し</p> <p>(エ) 写真2枚 (申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)</p> <p>(4) 検定手数料等</p> <p>ア 検定手数料 13,000円</p> <p>イ 納入方法 検定申請書提出時に納入することとし、その詳細については、千葉県警察本部のホームページ等に記載する。 なお、既納の検定手数料は、還付しない。</p> <p>6 問合せ先 千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043(201)0110</p> <p><b>千葉県公安委員会告示第27号</b> 警備業法 (昭和47年法律第117号) 第23条第1項の規定により、警備員等の知識及び能力に関する検定を次のとおり実施する。 令和6年7月12日</p> <p>千葉県公安委員会委員長 佐久間 英 利</p> <p>1 検定に係る警備業務の種別及び級 警備員等の検定等に関する規則 (平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。) 第1条第3号に規定する雑踏警備業務 2級</p> <p>2 検定に係る学科試験及び実技試験の実施期日</p> <p>(1) 学科試験 令和6年10月16日 (水曜日) 午後1時30分から午後4時まで</p> <p>(2) 実技試験 令和6年11月23日 (土曜日) 午後1時30分から午後5時まで なお、学科試験の合格者数により、令和6年11月30日 (土曜日) 午前9時から午後5時までとすることがある。</p> <p>3 検定に係る学科試験及び実技試験の実施場所</p>	<p>(1) 学科試験 千葉市中央区新田町4番22号 サンプライト7階</p> <p>(2) 実技試験 千葉市美浜区浜田二丁目1番 千葉運転免許センター</p> <p>4 受検定員及び受検資格</p> <p>(1) 受検定員 10人</p> <p>(2) 受検資格 千葉県内に住所を有する者又は千葉県内の営業所に属する警備員</p> <p>5 受検申込手続等</p> <p>(1) 受検申込手続 ア 申込方法 受検を希望する者 (以下「受検希望者」という。) は、千葉県内の各警察署に備付けの受検申込票に必要事項を記入し、住所地 (受検希望者が千葉県内の営業所に属する警備員である場合にあっては、その営業所の所在地を含む。) を管轄する警察署に提出すること。 なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。</p> <p>イ 受検申込票受付期間等 令和6年9月2日 (月曜日) から6日 (金曜日) までの午前9時から午後4時まで</p> <p>(2) 受検者決定通知 受検申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受検者を決定し、受検申込票を受理した警察署を経由して受検希望者に対し受検者決定通知を行う。 なお、受検希望者が受検定員を超過した場合は、抽選により受検者を決定する。</p> <p>(3) 検定申請手続等</p> <p>ア 検定申請手続 受検者として決定された者は、規則別記様式第1号の検定申請書に必要な事項を記入し、添付書類とともに受検申込票を提出した警察署へ提出すること。</p> <p>イ 検定申請受付期間等 令和6年9月24日 (火曜日) から27日 (金曜日) までの午前9時から午後4時まで</p> <p>ウ 添付書類</p> <p>(ア) 住所地を疎明する書面 (千葉県内の営業所に属する警備員にあっては、その営業所に属することを疎明する書面)</p> <p>(イ) 写真2枚 (申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ</p>
---	--

<p>さ3. 0センチメートル、横の長さ2. 4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)</p> <p>(4) 検定手数料等 ア 検定手数料 13, 000円 イ 納入方法 検定申請書提出時に納入することし、その詳細については、千葉県警察本部のホームページ等に記載する。 なお、既納の検定手数料は、還付しない。</p> <p>6 問合せ先 千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110</p>	<p>(1) 受検申込手続 ア 申込方法 受検を希望する者（以下「受検希望者」という。）は、千葉県内の各警察署に備付けの受検申込票に必要事項を記入し、住所地（受検希望者が千葉県内の営業所に属する警備員である場合にあつては、その営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署に提出すること。 なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。 イ 受検申込票受付期間等 令和6年9月2日（月曜日）から6日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで</p> <p>(2) 受検者決定通知 受検申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受検者を決定し、受検申込票を受理した警察署を経由して受検希望者に対し受検者決定通知を行う。 なお、受検希望者が受検定員を超過した場合は、抽選により受検者を決定する。</p> <p>(3) 検定申請手続等 ア 検定申請手続 受検者として決定された者は、規則別記様式第1号の検定申請書に必要事項を記入し、添付書類とともに受検申込票を提出した警察署へ提出すること。 イ 検定申請受付期間等 令和6年9月24日（火曜日）から27日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで</p> <p>ウ 添付書類 (ア) 住所地を疎明する書面（千葉県内の営業所に属する警備員にあつては、その営業所に属することを疎明する書面） (イ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3. 0センチメートル、横の長さ2. 4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）</p> <p>(4) 検定手数料等 ア 検定手数料 14, 000円 イ 納入方法 検定申請書提出時に納入することし、その詳細については、千葉県警察本部のホームページ等に記載する。 なお、既納の検定手数料は、還付しない。</p> <p>6 問合せ先 千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110</p>
<p><b>千葉県公安委員会告示第28号</b> 警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定により、警備員等の知識及び能力に関する検定を次のとおり実施する。 令和6年7月12日</p>	
<p>1 検定に係る警備業務の種別及び級 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第1条第4号に規定する交通誘導警備業務 2級</p> <p>2 検定に係る学科試験及び実技試験の実施期日 (1) 学科試験 令和6年10月16日（水曜日）午前10時から午後1時まで (2) 実技試験 令和6年11月23日（土曜日）午前9時から午後1時まで</p> <p>3 検定に係る学科試験及び実技試験の実施場所 (1) 学科試験 千葉市中央区新田町4番22号 サンプライト7階 (2) 実技試験 千葉市美浜区浜田二丁目1番 千葉運転免許センター</p> <p>4 受検定員及び受検資格 (1) 受検定員 20人 (2) 受検資格 千葉県内に住所を有する者又は千葉県内の営業所に属する警備員</p> <p>5 受検申込手続等</p>	

公 告

千葉県商工労働部経営支援課及び印西市環境経済部経済振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出  
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。  
その届出は、令和六年七月十二日から十一月十二日まで縦覧に供する。  
なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年七月十二日から十一月十二日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。  
令和六年七月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

牧の原モア

印西市牧の原一丁目三番地

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社千葉ニュータウンセンター 代表取締役 山澤正

印西市大塚一丁目九番地

3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社千葉ニュータウンセンター 代表取締役 守安雅志

4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社千葉ニュータウンセンター 代表取締役 山澤正

5 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社ヤマダデンキ 代表取締役 小林辰夫ほか

6 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社ヤマダデンキ 代表取締役 小林辰夫ほか

7 変更年月日

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

令和五年六月十六日

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

令和三年十二月三日

届出年月日

令和六年六月十七日

縦覧場所

令和六年六月十七日

令和七年二月十八日

縦覧場所

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出  
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。  
その届出及び添付書類は、令和六年七月十二日から十一月十二日まで縦覧に供する。  
なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年七月十二日から十一月十二日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。  
令和六年七月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

牧の原モア

印西市牧の原一丁目三番地

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社千葉ニュータウンセンター 代表取締役 山澤正

印西市大塚一丁目九番地

3 変更前の荷さばき施設の位置及び面積

九七四平方メートル

4 変更後の荷さばき施設の位置及び面積

一、〇一一平方メートル

5 変更前の廃棄物等の保管施設の位置及び容量

二六九立方メートル

6 変更後の廃棄物等の保管施設の位置及び容量

二七〇立方メートル

7 開店時刻及び閉店時刻を変更する小売業者の氏名又は名称

株式会社ジー・ピー・アイ及び米屋株式会社

8 変更前の開店時刻及び閉店時刻

なし

9 変更後の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻は午前八時、閉店時刻は午後八時

10 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更年月日

11 荷さばき施設の位置及び面積

(一) 令和七年二月十八日

縦覧場所

(二) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

令和七年二月十八日

(三) 開店時刻及び閉店時刻

令和三年十二月三日及び令和七年二月十八日

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

令和七年二月十八日

二 届出年月日

令和六年六月十七日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び印西市環境経済部経済振興課

令和六年度土採取現場責任者試験の実施

千葉県土採取条例（昭和四十九年千葉県条例第一号）第二条の十三の規定により、令和六年度土採取現場責任者試験を次のとおり実施する。

令和六年七月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 試験日時

令和六年九月十二日（木曜日）午前十時から正午まで

二 試験場所

千葉市中央区中央四丁目一三番一〇号 千葉県教育会館

三 受験願書の受付期間等

受験願書の受付期間は令和六年八月五日（月曜日）から九日（金曜日）まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第一号）第一条に規定する県の休日を除く。）とし、その受付時間は午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。

なお、郵送による場合は、令和六年八月九日（金曜日）までの消印があるものに限る有効とする。

四 受験願書の提出先

千葉市中央区市場町一番一号 千葉県商工労働部産業振興課資源対策室（電話〇四三二二二三）二七三五

特 定 調 達 公 告

この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものとする。

入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和6年7月12日

千葉県知事 熊谷 俊人

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量 公用車予約管理システム開発及び保守業務 一式

(2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間 契約日から令和12年3月31日まで

(4) 履行場所 千葉県知事が指定する場所

(5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難しい者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品等入札参加業者名簿に登録されている者のうち、委託においてAの等級に格付けされている者であること。

(3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。

(4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。

(5) 電子入札システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。

(6) (1) から (5) までに掲げるもののほか、入札説明書に定める入札参加資格要件を満たす者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 千葉市中央区市場町1番1号 千葉県総務部管財課庁舎管理室 電話043(223)2085

(2) 電子入札システムのURL ちば電子調達システム <https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/>

(3) 入札説明書の交付期間 令和6年7月12日から8月7日まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

<p>(4) 入札書の提出期限</p> <p>ア 電子入札システムによる場合の提出期限 令和6年8月21日午後5時</p> <p>イ 紙入札方式による場合の提出期限 令和6年8月21日午後5時</p> <p>(5) 開札の日時及び場所 令和6年8月22日午前10時 千葉県庁中庁舎6階管財課入札室</p> <p>4 低入札価格調査制度及び調査基準価格</p> <p>(1) この入札は、別に定める「委託業務低入札価格調査実施要領」に基づき実施する。</p> <p>(2) 調査基準価格は、予定価格に100分の70を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)とする。</p> <p>5 低入札価格調査</p> <p>(1) 最低価格入札者(以下「第1順位者」という。)の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を実施する。</p> <p>(2) 第1順位者であっても、入札価格が調査基準価格を下回る場合は、必ずしも落札者とならないことがある。</p> <p>(3) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者(以下「低価格入札者」という。)は、事後の事情聴取等の調査に協力しなければならない。当該調査に協力しない者のした入札は、無効とする。</p> <p>(4) 低価格入札者は、開札日の翌日から起算して4日以内(この期間に県の休日が含まれる場合にあつては、その日数は、算入しない。)に、低入札価格調査の実施者から指示された書類を作成して提出しなければならない。なお、提出期限までに当該書類を提出しない者のした入札は、無効とする。</p> <p>(5) 落札者となるべき者の入札価格によつては、その者により契約の内容及び適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ことがある。</p> <p>(6) 落札となるべき入札がないときは、別に入札日を定め再度入札を実施する。</p> <p>(7) 低入札価格調査を受けた落札者との契約については、別に定める「低入札価格調査を経て契約する場合の特約条項」を契約書に特約条項として添付する。</p> <p>6 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金</p> <p>ア 入札保証金 免除</p> <p>イ 契約保証金 千葉県財務規則(昭和39年千葉県規則第13号の2。以下「財務規則」という。)第99条の規定によるものとする。</p> <p>(3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県知事から(4)により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならぬ。</p>	<p>(4) 入札参加資格の確認</p> <p>ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムのURLに提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和6年8月7日午後5時</p> <p>(イ) 提出先 3 (2) 電子入札システムのURLに同じ。</p> <p>イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3 (1) に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和6年8月7日午後5時</p> <p>(イ) 提出場所 3 (1) に示す場所</p> <p>(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。</p> <p>(6) 契約書の作成の要否 要</p> <p>(7) 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行できると千葉県知事が判断した入札者であつて、財務規則第109条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。</p> <p>(8) 契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し 落札者がこの公告に係る契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたとときであつても、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消すことがある。</p> <p>(9) その他 詳細は、入札説明書による。</p> <p>7 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the services to be required: Development and maintenance of a management system software for the management of the reservation of official vehicles (1 unit)</p> <p>(2) Time limit for tender: 5:00 P.M., 21 August, 2024</p> <p>(3) Contact point for the notice: Property Management Division, General Affairs Department, Chiba Prefectural Government, 1-1 Ichiba-cho, Chuo-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 260-8667 Japan TEL 043-223-2085</p>
--	--

入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和6年7月12日

千葉県知事 熊谷俊人

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量 新健康管理システム開発業務委託 一式

(2) 調達案件の様式等 入札説明書による。

(3) 履行期間 契約締結の日から令和7年3月10日まで

(4) 履行場所 入札説明書による。

(5) 入札方法 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札により行うので、入札書等(入札書及び提案に係る性能、機能、技術等に関する書類(以下「業務提案書」という。)をいう。以下同じ。)を提出すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 予定価格 39,775,725円(消費税及び地方消費税を含む。)

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品等入札参加業者適格者名簿に記載されている者のうち、委託においてAの等級に格付けされている者であること。

(3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づき入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。

(4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準(昭和57年12月1日制定)に基づき指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づき入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。

(5) (1) から (4) までに掲げるもののほか、入札説明書に定める入札参加資格要件を満たす者であること。

3 入札書等の提出場所等

(1) 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒261-7133 千葉市美浜区中瀬二丁目6番地1 千葉県総務部総務ワークステーション健康管理班 電話043(350)2113

(2) 入札説明書の交付期間 令和6年7月12日から8月19日まで(千葉県の休日に関する条例(平成元年千葉県条例第1号)第1条に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

令和6年8月21日午後5時

(3) 入札書等の提出期限 令和6年8月22日午前10時 千葉市美浜区中瀬二丁目6

(4) 開札の日時及び場所 令和6年8月22日午前10時 千葉県総務ワークステーション内

4 番地1ワールドビジネスガーデンブリヂュエスト33階総務ワークステーション内  
4 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行できると千葉県知事が判断した入札者であつて、総合評価の方法によつて得られた総合評価点の最も高いもの(以下「最高評価値者」という。)を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によつては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて入札した他の者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とするところがある。

5 落札者の決定基準

(1) 審査項目及び配点

区分	審査項目	配点
入札書	入札価格に関する事項	100点
	業務概要	35点
業務提案書	新システムの要件及び機能	19.5点
	その他	50点
	費用見積	20点
		300点

(2) 審査項目の評価方法

ア 入札書の評価(入札価格点)は、入札金額が最も低いものを満点とし、最低入札価格と入札価格の割合に基づき算出した点数とする(小数第3位を四捨五入)。

イ 業務提案書の評価(加算審査点)は、詳細審査項目ごとに各配点内において絶対評価する。なお、詳細審査項目は、入札説明書による。

ウ 総合評価点は、入札価格点と加算審査点とを合計した点数とする。

6 低入札価格調査制度及び調査基準価格

(1) この入札は、別に定める「委託業務低入札価格調査実施要領」に基づき実施する。

(2) 調査基準価格は、予定価格に100分の70を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とする。

7 低入札価格調査

(1) 最高評価値者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、落札者の決定を保留とし、調査を実施した上で、後日落札者を決定する。入札者には当該決定内容を通知する。

(2) 最高評価値者であつても、入札価格が調査基準価格を下回る場合は、必ずしも落札者とならない場合がある。

(3) 調査基準価格を下回る価格をもつて入札した者のうち、落札者に必要な条件を満た

<p>し、かつ、調査基準価格以上の価格をもって入札した者のうち総合評価点の最も高い者に比して総合評価点が同等以上である者（以下「低価格入札者」という。）は、事後の事情聴取等の調査に協力しなければならない。なお、最高評価値者でなくとも事情聴取を実施する場合があります。なお、最高評価値者でない者のした入札は無効とする。</p> <p>(4) 低価格入札者は、低入札価格調査の実施者（以下「実施者」という。）から指示があった日までに、実施者から指示された書類を作成し提出しなければならない。なお、最高評価値者でなくとも提出しなければならないが、期限までに提出しない者のした入札は無効とする。</p> <p>(5) 落札となるべき入札がないときは、別に入札日を定め再度入札を実施する。</p> <p>(6) 低入札価格調査を受けた者との契約については、別に定める「低入札価格調査を経て契約する場合の特約条項」を契約書に添付することとする。</p> <p>8 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金        ア 入札保証金 免除        イ 契約保証金 千葉県財務規則（昭和 39 年千葉県規則第 13 号の 2）第 99 条の規定によるものとする。</p> <p>(3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県知事から（4）により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札参加資格の確認 この一般競争入札に参加を希望する者は、3（1）に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>ア 提出期限 令和 6 年 7 月 3 1 日午後 5 時        イ 提出場所 3（1）に示す場所</p> <p>(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。</p> <p>(6) 契約書の作成の要 要</p> <p>(7) 契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し 落札者がこの公告に係る契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたとときであっても、3 年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消すことがある。</p> <p>(8) その他 詳細は、入札説明書による。</p> <p>9 Summary</p>	<p>(1) Nature and quantity of the services to be required: Healthcare system Development (Iset)</p> <p>(2) Time limit for tender: 5:00 P.M., 21 August, 2024</p> <p>(3) Contact point for the notice: General Affairs Workstation, General Affairs Department, Chiba Prefectural Government, World-Business-Garden Marib West Tower 33th floor, 2-6-1 Nakase, Mihama-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 261-7133 Japan        TEL 043-350-2113</p> <p>入札公告        次のとおり一般競争入札に付する。        令和 6 年 7 月 1 2 日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p> <p>1 入札に付する事項</p> <p>(1) 購入等件名及び数量 印旛沼における外来水生植物の駆除業務 一式</p> <p>(2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。</p> <p>(3) 履行期間 契約締結の日から令和 7 年 2 月 2 8 日まで</p> <p>(4) 履行場所 千葉県知事が指定する場所</p> <p>(5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>(6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難しい者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 物品等入札参加業者適格者名簿に登録されている者のうち、委託において A の等級に格付けされている者であること。</p> <p>(3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。</p> <p>(4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和 57 年 12 月 1 日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。</p> <p>(5) 電子入札システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。</p> <p>(6) (1) から (5) までに掲げるもののほか、入札説明書に定める入札参加資格要件</p>
--	---

<p>を満たす者であること。</p> <p>3 入札書の提出場所等</p> <p>(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 千葉県環境生活部水質保全課湖沼浄化対策班 電話043(2223)3821</p> <p>(2) 電子入札システムのURL ちば電子調達システム <a href="https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/">https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/</a></p> <p>(3) 入札説明書の交付期間 令和6年7月12日から8月16日まで(千葉県の休日に関する条例(平成元年千葉県条例第1号)第1条に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時まで</p> <p>(4) 入札書の提出期限</p> <p>ア 電子入札システムによる場合の提出期限 令和6年8月23日午後5時</p> <p>イ 紙入札方式による場合の提出期限 令和6年8月23日午後5時</p> <p>(5) 開札の日時及び場所 令和6年8月26日午前10時 千葉県庁本庁舎3階環境生活部水質保全課内</p> <p>4 低入札価格調査制度及び調査基準価格</p> <p>(1) この入札は、別に定める「委託業務低入札価格調査実施要領」に基づき実施する。</p> <p>(2) 調査基準価格は、予定価格に100分の70を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)とする。</p> <p>5 低入札価格調査</p> <p>(1) 最低価格入札者(以下「第1順位者」という。)の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を実施する。</p> <p>(2) 第1順位者であっても、入札価格が調査基準価格を下回る場合は、必ずしも落札者とならないことがある。</p> <p>(3) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者(以下「低価格入札者」という。)は、事後の事情聴取等の調査に協力しなければならない。当該調査に協力しない者の入札は、無効とする。</p> <p>(4) 低価格入札者は、開札日の翌日から起算して4日以内(この期間に県の休日が含まれる場合にあつては、その日数は、算入しない。)に、低入札価格調査の実施者から指示された書類を作成して提出しなければならない。なお、提出期限までに当該書類を提出しない者の入札は、無効とする。</p> <p>(5) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。</p> <p>(6) 落札となるべき入札がないときは、別に入札日を定め再度入札を実施する。</p>	<p>(7) 低入札価格調査を受けた落札者との契約については、別に定める「低入札価格調査を経て契約する場合の特約条項」を契約書に特約条項として添付する。</p> <p>6 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金</p> <p>ア 入札保証金 免除</p> <p>イ 契約保証金 千葉県財務規則(昭和39年千葉県規則第13号)の2。以下「財務規則」という。)第99条の規定によるものとする。</p> <p>(3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県知事から(4)により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札参加資格の確認</p> <p>ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムのURLに提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和6年8月16日午後5時</p> <p>(イ) 提出先 3(2)電子入札システムのURLに同じ。</p> <p>イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3(1)に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和6年8月16日午後5時</p> <p>(イ) 提出場所 3(1)に示す場所</p> <p>(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。</p> <p>(6) 契約書の作成の要否 要</p> <p>(7) 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行できると千葉県知事が判断した入札者であつて、財務規則第109条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。</p> <p>(8) 契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し 落札者がこの公告に係る契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めるときであつても、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消すところがある。</p> <p>(9) その他 詳細は、入札説明書による。</p>
---	--

7 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Extermination of foreign aquatic plants in Inbanuma Marsh (Iset)
- (2) Time limit for tender: 5:00 P.M., 23 August, 2024
- (3) Contact point for the notice: Water Quality Division, Environmental and Community Affairs Department, Chiba Prefectural Government, 1-1 Ichiba-cho, Chuo-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 260-8667 Japan TEL 043-223-3821

購読料

本号

一部

三六円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

〇

四

三

(

二

二

購読申込先

〇四三(二二三)二六五八